屋外広告物に係る法令の遵守について

～ 関係法令を遵守のうえ、適正に屋外広告物を設置、管理してください ～

(1) 屋外広告物条例

北九州市が屋外広告物法に基づいて定めた屋外広告物のルールです。本市に屋外広告物を設置する際は、一部を除き、事前に申請し許可を受けなければなりません。

また、設置工事を行う場合、本市に屋外広告業登録(５年間)が必要になります。

(2) 建築基準法

① 工作物確認申請 （建築基準法第 88 条、同法施行令第 138 条）

高さが４ｍを超える広告塔、広告板等は、工作物の確認申請が必要です。

事前確認制度（本市独自）

北九州市では、建築審査機関への確認申請の前に、屋外広告物担当課において屋外広告物条例に基づく掲出の可否（設置場所、規格等）の確認を行っています。

② 防火地域内の規制 （建築基準法第 64 条）

防火地域内にある看板、広告塔等で、建築物の屋上に設けるもの、又は高さ３ｍを超えるものは、主要部材を不燃材料で造るか、覆わなければなりません。

(3) 都市景観条例

北九州市が景観法に基づいて定めた景観のルールです。周辺の景観との調和を図るため、景観計画において広告物の色彩やデザインに関する基準を定めています。

事前協議制度（許可の 30 日前まで）

北九州市では、対象地域（景観重点整備地区：10 地区など）に広告物を設置する場合、景観計画との適合性についてデザイン協議する仕組みを設けています。

(4) その他

上記(1)～(3)のほか、関係法令の適用を受けるものがあれば、遵守してください。

※ご不明な点があれば、担当窓口へお問合せください。

関係法令	担当窓口	電話番号
(1)屋外広告物条例	北九州市 都市整備局 管 理 課	093-582-2271
(2)建 築 基 準 法	北九州市 都市戦略局 建築審査課	093-582-2535
(3)都 市 景 観 条 例	北九州市 都市戦略局 建築指導課	093-582-2531

建築基準法令の留意点について
（屋外広告物の設置）

屋外広告物への不燃材料の使用について

防火地域内で、

・建築物の屋上に広告物を設置するとき

・高さが３ｍを超える広告物を設置するとき

⇒ 主要な部分を不燃材料で造るか、覆う必要があります。（建築基準法第 64 条）

※既存の広告物で不燃材料を使っていない場合は、速やかに改修を行ってください。

＜建築基準法への対応＞

屋外広告物	市内全域	高さ４ｍを超える広告物	確認申請の提出が必要
		高さ４ｍ以下の広告物	確認申請不要
	防火地域内	高さ３ｍを超える広告物	不燃材料で造るか覆う必要あり
		建築物の屋上に設置する広告物	
	上記以外の広告物		不燃材料以外も可能

防火地域の確認について

⇒北九州市 HP「地域情報ポータルサイト

G-motty（ジモッティ）→都市計画図

https://www2.g-motty.com/ToshikeikakuApp/

不燃材料の確認について

⇒国土交通省 HP

「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」

https:// www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/

屋外広告物の高さについて

地上または建築物の屋上や外壁などに設置する屋外広告物は、

地盤面または建築物の設置面などから広告物の最高部までの高さとなります。

独立看板の高さ	壁面看板の高さ	突出看板の高さ
		